【重要】このお知らせは、必ず保護者に渡してください。 (令和7年度)

私立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて

#### 制度概要

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、<u>授業料以外の教育費の負担を軽減</u>するため、住民税 (所得割)非課税世帯又は生活保護世帯(生業扶助受給)を対象とした「奨学のための給付金」制度です。 (返済の必要はありません。)

#### 要件

保護者及び生徒が基準日(<u>原則11月1日現在</u> 秋入学等の生徒はその入学日現在)において次の全ての要件に該当する場合、奨学給付金の給付の対象となります。

- ① 生徒が私立の高等学校等に在学していること。
- ② 保護者等が沖縄県内に住所を有していること。
- ③ 生徒が高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格者であること。
- ④ 基準日において生活保護法による<u>生業扶助</u>を受けていること又は基準日の属する年度分の保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること。

(両親が保護者の場合、父母両方が非課税である必要があります。)

※ 災害等による離職や傷病等により家計が急変した世帯の場合、今後の収入見込みにより、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であると認められる場合には、 給付金の給付の対象となる場合があります。

## 給付金額

	区分	全日制・定時制	通信制	専攻科
ア	生活保護(生業扶助)受給世帯	52,600円	52,600円	_
1	非課税世帯	152,000円	52,100円	52,100円
ゥ	専攻科で住民税所得割合算額が 105,500円未満の世帯	-	-	
I	専攻科で住民税所得割合算額が 264,500円未満かつ子を3人以上 扶養する世帯	10,420円		
	<b>エ</b> に該当し、災害等により、制服 購入が必要となった世帯	81,000円【ア〜エへの加算額】		

※ 前倒し給付を申請した場合は、上記の金額から前倒し給付の給付額を引いた額が支給されます。 前倒し給付を申請した場合でも再度、申請が必要です。

## 申請期限

#### 令和7年12月19日(金)

期限が過ぎますと申請ができなくなりますので、 お早めに手続きをお済ませください。

#### 問合せ先

沖縄県 総務部 総務私学課

【メールでのお問合せ】

aa002003@pref.okinawa.lg.jp

【お電話でのお問い合せ】

電話番号 : 098-866-2074

受付時間 : 月~金 10:00~15:00 (12:00~13:00を除く)



## 申請に必要な書類

※家計急変に該当する場合は、次ページを参照ください。

支給を受けようとする保護者等は、提出期限までに電子申請にて申請をお願いします。

	X	分		┃ ·	
ア	1	ウ	Н		
0	×	×	×	「生業扶助受給証明書」(様式第 2号) ・令和 7 年7月1日以降に福祉事務所で発行されたもの ・世帯全員の氏名、生年月日、受給期間が記載されたもの	
×	0	0	0	<b>令和7年度(令和6年分)課税証明書」市町村発行</b> ・保護者等全員の課税証明書	
0	0	0	0	「債権・債務者登録申請書(振込口座確認書類)」 ・県から直接、申請者(債権者)の口座に振り込むために必要な申請書です。 ・銀行名・口座名義・口座番号が分かる通帳のコピーも併せて提出	
0	0	0	0	「在学証明書」 ・ <mark>令和7年11月1日時点</mark> の在学を証明する書類	
<b>※</b> 1	<b>※</b> 1	<b>※</b> 1	<b>%</b> 1	「代理受領委任状(様式第 8号)」 ※1 給付金の受領を学校に委任する場合。希望者は、事前に学校へご相談をお願いします。	
×	0	0	0	「 <b>個人対象要件証明書(様式第 9号</b> )」 ・専攻科のみ	
×	0	0	0	「 <b>扶養誓約書(様式第 3号</b> )」 ・専攻科のみ	

# 家計急変申請に必要な書類

	区分		+日 - 川	
ア	1	ゥェ	-	
	0		<b>令和7年度(令和6年分)課税証明書」市町村発行</b> ・保護者等全員の課税証明書	
	0		「債権・債務者登録申請書(振込口座確認書類)」 ・県から直接、申請者(債権者)の口座に振り込むために必要な申請書です。 ・銀行名・口座名義・口座番号が分かる通帳のコピーも併せて提出	
	0		「在学証明書」 ・ <mark>令和7年11月1日時点</mark> の在学を証明する書類	
	0		「個人対象要件証明書(様式第 9号)」 ・専攻科のみ	
	0		「保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類」 ・離職票、雇用保険受給者資格者証、破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか、 または、税理士、公認会計士の作成した証明書類など ・離婚・死別の場合は、戸籍謄本等の離別の事実が確認できる書類	
	0		「家計急変前後の収入を証明する書類」 ・給与所得者 : 課税証明書の写し(家計急変前)、会社作成の給与証明書、直近の 給与明細書(家計急変前3か月及び家計急変後3か月分) ・営業所得者: 課税証明書の写し(家計急変前)、税理士又は公認会計士の作成した 証明書類(家計急変後)など。また、自営業の方は所得証明書を作成してください。	
	0		「保護者等の扶養人数・年齢を確認する書類」 ・扶養親族分の全員の健康保険証の写し、又は扶養親族数の記載が省略されていない 課税証明書(全項目証明書)及び家族(世帯)構成用紙	

# 家計急変申請期限

**随時受付** 11月以降に家計急変した場合、給付額は申請の翌月から令和8年3月までの月数 に応じた月割額になります。

※家計急変や災害等(自然災害や火事等)により制服が損失した場合は、ご相談ください。